

— 令和7年度 —

埼玉県学校保健主事会定期総会

【期日】令和7年6月13日（金）

【会場】埼玉会館 大ホール



埼玉県学校保健主事会

総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 会 長 挨 拶
- 3 来 賓 挨 拶
- 4 議 長 選 出
- 5 議 事
 - (1) 令和6年度事業報告 …P 2
 - (2) 令和6年度決算報告 …P 3
 - (3) 令和7年度役員等の改選と承認（正面スクリーン参照）
 - (4) 令和7年度事業計画（案）について …P 4
 - (5) 令和7年度予算（案）について …P 5
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

令和 6 年度 埼玉県学校保健主事会 事業報告

月	日(曜)	事 業 内 容 等
5	8 (水)	新旧役員会・新理事研究協議会 於 さいたま共済会館 (602会議室) (1) 総会資料の検討 (2) 役員補充 (3) 保健主事研修会事業運営について
6	7 (金)	令和6年度埼玉県学校保健主事研修会及び学校保健主事会総会並びに講演会 於 埼玉会館 大ホール (1) 学校保健主事研修会 行政説明 (2) 埼玉県学校保健主事会定期総会(事業・予算等の審議、役員改選) (3) 講演会
7	2 (火)	第1回役員会及び理事研修会 於 さいたま共済会館 (602会議室) (1) 令和6年度事業の推進について (2) 各種研究大会参加について (3) 各専門部会 (4) その他
	26 (金)	第67回 全国学校保健主事研究大会 大阪大会 於 大阪府大阪市 大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)
8	22 (木)	第2回役員会及び理事研修会 於 さいたま共済会館 (601会議室) (1) 令和6年度事業研修会について (2) 各種研究大会参加報告 (3) 今後の各種研究大会予定について (4) その他
1	14 (火)	第3回役員会及び理事研修会 於 さいたま共済会館 (602会議室) (1) 令和6年度事業のまとめ (2) 令和7年度事業計画案について (3) 令和6年度収支状況報告 (4) 各専門部活動報告 (5) その他
	22 (水)	令和6年度埼玉県学校健康教育推進大会 於 埼玉会館
2	12 (水)	保健主事会運営委員研修会 於 さいたま共済会館 (505会議室) (1) 令和6年度事業及び収支状況報告 (2) 令和7年度事業及び予算案立案 (3) 令和7年度の運営委員会活動について (4) 令和7年度新旧役員会について (5) その他
3	28 (金)	令和6年度埼玉県学校保健主事会会計監査 於 さいたま共済会館 (503会議室)

令和6年度 埼玉県学校保健主事会 決算書

1 収入の部

(単位:円、▲:減)

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	摘 要
会費	1,002,400	1,006,400	4,000	800円×1258校
補助金	100,000	100,000	0	公益財団法人日本教育公務員弘済会埼玉支部
繰越金	5,180,109	5,180,109	0	
雑収入	47	2,634	2,587	預金利子 施設使用料返金
合計	6,282,556	6,289,143	6,587	

2 支出の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	予算残額	摘 要
I 事務費	100,000	15,791	84,209	
(1) 通信費	100,000	15,791	84,209	通信・手数料・コピー代等
II 会議費	630,000	424,020	205,980	
(1) 総会費	500,000	284,511	215,489	総会会場費・手数料
(2) 会議費	130,000	139,509	▲ 9,509	理事・運営委員会会場費及び運営委員旅費
III 事業費	780,000	483,680	296,320	
(1) 各部活動費	30,000	0	30,000	総務部・広報部・研究部・調査部活動費
(2) 広報誌発行費	500,000	437,690	62,310	令和6年度広報誌・手数料
(3) 講習会費	150,000	0	150,000	新任保健主事研修会会場費
(4) 派遣費	100,000	45,990	54,010	全国学校保健主事大会(大阪)参加費・手数料
IV 負担金	10,000	10,440	▲ 440	全国学校保健主事会負担金・手数料
V 積立金	0	0	0	全国・関東学校保健主事研究大会埼玉大会等積立金
VI 予備費	4,762,556	0	4,762,556	
合計	6,282,556	933,931	5,348,625	

3 差引残高

6,289,143 - 933,931 = 5,355,212

残金は令和7年度の会計に繰り越します。

令和7年3月28日

会 長 松中 直司

会 計 小川 優

吉田 正枝

佐々木 萌子

春原 千明

【会計監査】 監査の結果、諸帳簿が適正に処理されていることを認めます。

会計監査 湯澤 志保

吉田 英子

川嶋 清美

令和 7 年度 埼玉県学校保健主事会事業計画（案）

月	日(曜)	事業内容等
5	7 (水)	新旧役員会・新理事研究協議会 於 さいたま共済会館 (602・505会議室) (1) 総会資料の検討 (2) 役員補充 (3) 保健主事研修会事業運営について
6	13 (金)	令和7年度埼玉県学校保健主事研修会及び学校保健主事会総会並びに講演会 於 埼玉会館 大ホール (1) 学校保健主事研修会 行政説明・講義 (2) 埼玉県学校保健主事会定期総会(事業・予算等の審議、役員改選) (3) 講演会
7	1 (火)	第1回役員会及び理事研修会 於 さいたま共済会館 (602・505会議室) (1) 令和7年度事業の推進について (2) 各種研究大会参加について (3) 各専門部会 (4) その他
	29 (火)	第68回 全国学校保健主事研究大会 (本部開催) 於 千葉県千葉市 ホテルスプリングス幕張
8	20 (水)	第2回役員会及び理事研修会 於 さいたま共済会館 (602・505会議室) (1) 令和7年度事業研修会について (2) 各種研究大会参加報告及び今後の各種研究大会予定について (3) 各専門部会 (4) その他
1	14 (水)	第3回役員会及び理事研修会 於 さいたま共済会館 (予定) (1) 令和7年度事業のまとめ (2) 令和8年度事業計画案について (3) 令和7年度収支状況報告 (4) 各専門部活動報告 (5) その他
	23 (金)	令和7年度埼玉県学校健康教育推進大会 於 さいたま市文化ホール (小ホール)
2	10 (火)	保健主事会運営委員研修会 於 さいたま共済会館 (予定) (1) 令和7年度事業及び収支状況報告 (2) 令和8年度事業及び予算案立案 (3) 令和8年度の運営委員会活動について (4) 令和8年度新旧役員会について (5) その他
3	27 (金)	令和7年度埼玉県学校保健主事会会計監査 於 さいたま共済会館 (予定)

令和7年度 埼玉県学校保健主事会 予算書(案)

Ⅰ 収入の部

(単位:円、▲:減)

項目	昨年度予算額	本年度予算額	比較増減	摘 要
会費	1,002,400	1,000,800	▲ 1,600	800円×1251校
補助金	100,000	100,000	0	公益財団法人日本教育公務員弘済会 埼玉支部
繰越金	5,180,109	5,355,212	175,103	
雑収入	47	2,634	2,587	預金利子
合計	6,282,556	6,458,646	176,090	

Ⅱ 支出の部

項目	昨年度予算額	本年度予算額	比較増減	摘 要
Ⅰ 事務費	100,000	100,000	0	
(1) 通信費	100,000	100,000	0	広報誌郵送費・通信・手数料・コピー代等
Ⅱ 会議費	630,000	700,000	70,000	
(1) 総会費	500,000	500,000	0	資料・会場利用費・講演料等
(2) 会議費	130,000	200,000	70,000	理事・運営委員会会場費及び運営委員旅費
Ⅲ 事業費	780,000	830,000	50,000	
(1) 各部活動費	30,000	30,000	0	総務部・広報部・研究部・調査部活動費
(2) 広報誌発行費	500,000	500,000	0	令和7年度広報誌・手数料
(3) 講習会費	150,000	150,000	0	各種講習会費
(4) 派遣費	100,000	150,000	50,000	全国大会等に係る宿泊・資料代等
Ⅳ 負担金	10,000	15,000	5,000	全国学校保健主事会負担金
Ⅴ 積立金	0	0	0	
Ⅵ 予備費	4,762,556	4,813,646	51,090	全国・関東学校保健主事研究大会埼玉大会等積立金20,000円を含む
合計	6,282,556	6,458,646	176,090	

上記のとおり提案します。

令和7年6月13日

会長 松中 直司

埼玉県学校保健主事会・会則

《 第1章 総 則 》

第1条 この会は、埼玉県学校保健主事会といい、事務局を会長指定の学校に置く。

第2条 この会は、保健主事の研修並びに、学校保健の向上推進を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究会、研究協議会、発表会、研修会、講演会等の開催。
- 2 学校保健優良校・推進校の視察。
- 3 学校保健の指導、普及。
- 4 学校保健に関する調査、統計。
- 5 学校保健に関する広報活動。
- 6 会報の発行。

《 第2章 組 織 》

第4条 この会は、埼玉県小・中・高・特別支援学校の保健主事をもって組織する。

《 第3章 役 員 》

第5条 この会には、次の役員を置く。

顧問若干名、会長1名、副会長若干名、運営委員若干名、理事若干名、幹事
(会計3名監査含めて)

第6条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会議を掌理し、各種会議を招集し、その議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この会の会務を処理する
- 4 運営委員は、運営委員会を構成し、この会の会務を処理する
- 5 監事は、この会の会計を監査する。
- 6 幹事は、この会の連絡、庶務、会計に従事する。

第7条 役員の選出は、次の方法による。

- 1 会長・副会長は、理事会において選出し、総会の承認を得る。
- 2 監事は、理事会において推薦し、総会の承認を得る。
- 3 理事は、小・中学校においては、各市町村保健主事会毎に、高等学校・特別支援学校は、各地区（東西南北部）毎に、若干名を選出する。
- 4 運営委員は、理事会において選出する。
- 5 幹事は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第8条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は、この会の運営について会長の諮問に応ずる。

第9条 会長・副会長・運営委員の任期を2年とする。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
但し、再任は妨げない。

《 第4章 会 議 》

第10条 会議は、総会、理事会、運営委員会とする。

第11条 総会は毎年1回会長が召集する。但し、必要があるときは、臨時に開催することができる。

総会においては、次の事項を審議する。

- 1 会則の決定および変更に関すること。
- 2 予算、決算および事業に関すること。
- 3 役員の決定、承認に関すること。
- 4 その他、必要と認めること。

第12条 理事会および運営委員会は、必要に応じ随時開催し、次の事項を処理する。

- 1 会の運営に関すること。
- 2 総会に提出すべき事項。
- 3 その他、目的達成に必要な事項。

第13条 総会、役員会および理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

《 第5章 専門部会 》

第14条 事業を推進するために、専門部を置くことができる。

専門部についての必要な事項は、細則で定める。

第15条 専門部の責任者は、専門部長として運営委員から選出する。

《 第6章 会 計 》

第16条 この会の経費は、県内小・中・高・特別支援学校の負担金<1校800円>および、その他の収入をもって充てる。

第17条 この会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月31日に終わる。

《 第7章 細 則 》

第18条 この会の運営に関し、必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、役員会の議決を経て定める。

理事会は、細則を制定または改廃した場合は、この結果を総会に報告しなければならない。

《 第8章 細 則 》

第19条 この会は、埼玉県学校保健主事会の事業も併せ行う。

第20条 この会則の変更は、総会の議決を経なければならない。

第21条 この会則は、

- 1 昭和34年5月29日より施行する。
- 2 昭和45年5月29日・一部改正
- 3 昭和46年6月9日・一部改正
- 4 この会則は、昭和53年6月1日より改正施行する。
- 5 昭和58年6月1日・一部改正（第7条3項）
- 6 昭和61年5月30日・一部改正（第5条・副会長2名→4名に）
- 7 平成4年5月29日・一部改正（第5条・副会長4名→5名に）
- 8 平成5年5月26日・一部改正（第16条・学校保健会の助成金→埼玉県の補助金）
- 9 平成8年5月29日・一部改正（会則にある常任理事→副会長若干名に）
- 10 平成14年5月22日・一部改正（第5条・副会長5名→副会長若干名に）
- 11 平成18年6月27日・一部改正（第16条・埼玉県の補助金→補助金最終）
- 12 令和元年6月11日・一部改正（第16条・年会費を1500円→1200円に変更）
- 13 令和4年6月3日・一部改正（第9条・役員の任期を2年に変更）
- 14 令和5年6月9日・一部改正（第15条・運営委員会構成員となる→運営委員から選出する）
- 15 令和5年6月9日・一部改正（第9条・「理事の任期」→「運営委員の任期」に表記を変更）
- 16 令和6年6月7日・一部改正（第16条・年会費を→1200円→800円に変更）

埼玉県学校保健主事会・細則

《 第1章 専門部会 》

第1条 専門部会として、総務部、広報部、研究部、調査統計部を置く。

第2条 専門部の部員は、全理事および幹事をもって充てる。

専門部の構成員数は、各専門部の実情にてらして構成する。

第3条 専門部に責任者（部長）を置く。責任者（部長）は部員の互選により選出する。

第4条 総務部

- 1 文書の発送および記録の整理
- 2 総会、理事会、運営委員会に提出すべき議案および報告書の作成
- 3 県外行事への参加計画の立案
- 4 渉外関係
- 5 予算配分
- 6 その他、必要な事項

第5条 研究部

- 1 研究会、協議会、発表会、講習会等の計画立案
- 2 学校保健優良校または推進校の視察や研究物のまとめ等
- 3 学校保健活動の指導普及研究のまとめ等。
- 4 その他、必要な事項。隔年毎にまとめを広報誌に掲載する。

第6条 調査統計部

- 1 学校保健活動・健康教育活動に関する調査、統計。
- 2 学校保健主事名簿の作成等
- 3 その他、必要な事項。隔年毎に調査統計したものをまとめ、広報誌に掲載する。

第7条 広報部

- 1 理事会報、保健だより等の発行。
- 2 『保健広報』の発行。（年1回）

《 第2章 改 正 》

第8条 この細則は、理事会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することはできない。